

伊万里市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、
同条第9項の規定により報告文書のとおり公表する。

令和7年6月10日

伊万里市監査委員 井 関 勝 志

伊万里市監査委員 力 武 勝 範

定期監査結果報告書

伊万里市監査基準に準拠し実施した定期監査について、下記のとおり報告する。

1 監査等の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査）

2 監査等の対象

年 度	令和 5 年度、6 年度
部 局	市民交流部各コミュニティセンター

3 監査等の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、行政事務における能率性、合理性、並びに適法性についても着目し監査を行った。

4 監査等の実施内容

監査実施期間	内 容
令和 7 年 4 月 8 日～ 4 月 1 6 日	事務の執行について必要な資料を求め、関係職員の説明を聴取して実施した。

5 監査等の結果

財務に関する事務の執行及び行政事務は、おおむね適正に処理されていた。

監査結果は次のとおりである。このほか軽微な事項については、実査及び講評等の折に指導した。

今後とも関係法令、条例、規則等を遵守し、適正かつ効率的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のためなお一層の努力をされたい。

区 分	市民交流部各コミュニティセンター
勧 告	0 件
重要な指摘事項	0 件
その他指摘事項	0 件

（重要な指摘事項） 法令等に違反又は不当と認める事項で、その程度が重大又は著しく妥当性を欠き、改善及び是正の措置を講ずる必要があると認めるもの

（その他指摘事項） 法令等に違反又は不当と認める事項で、重大な指摘事項には至らないが改善及び是正の措置を講ずる必要があると認めるもの

6 措置状況の報告について

勧告及び指摘事項については、伊万里市監査結果の取扱基準において措置状況の報告を求めるとしている。なお、措置が講じられたものについては、地方自治法第 199 条第 14 項に基づき監査委員が公表することとされている。